

# いわき市国民健康保険税の減免に関する事務取扱基準

## (趣旨)

第1条 この事務取扱基準は、いわき市国民健康保険税条例(昭和41年いわき市条例第45号。以下「条例」という。)第11条第1項に規定する国民健康保険税(以下「国保税」という。)の減免の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

## (減免の申請)

第2条 条例第11条第2項の申請書は国民健康保険税減免申請書(第1号様式)によるものとし、収入状況等申告書(第2号様式)を添付しなければならない。

- 2 条例第11条第2項に規定する減免を受けようとする理由を証明する書類は、別表に定めるとおりとする。
- 3 条例第11条第2項に規定に基づき申請書を提出する者は、納税義務者又はその世帯に属する被保険者(以下「納税義務者等」という。)とする。

## (減免の許可基準)

第3条 条例第11条第1項に規定する者は、次の次号のいずれかに該当する者に対して、別表に定めるところにより減免する。

- (1) 納税義務者等の所有に係る家屋又は家財に災害を受けたことによる損害の金額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が、その家屋又は家財の価格の10分の3以上である場合で、前年中の世帯の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(同法第314条の2の規定に適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、同法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(同法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、及び同法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を含む。以下同じ。))が1,000万円以下であるとき
- (2) 納税義務者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する扶助を受けることとなったとき
- (3) 納税義務者等が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条の規定による保険給付の制限を受けたとき
- (4) 納税義務者が本人の意に反して失業、休業、廃業し又は、疾病、負傷により就労することができなくなり、当該年の世帯の合計所得金額が前年に比べて10分の5以上減少する見込みである場合で前年中の世帯の合計所得金額が600万円以下であり、当該世帯が生活に困窮し担税力が喪失したと認められるとき。ただし、正当な理由もなく滞納額が2年以上ある者を除く。

## (減免の適用)

第4条 国保税を年度の中途において減免する場合は、減免申請書の提出のあった日以降の納期に係る国保税額の範囲内とする。

- 2 国保税を前納した場合は、減免による税額の還付は行わない。  
同一納税義務者に2以上の減免理由があるときは、減免額の多い減免の基準を適用する。

## (調査)

第5条 市長は、減免申請を受理した場合は、減免申請書及び証明書類の内容について調査し、必要があれば、申請者に対して質問又は必要な書類の提出若しくは提示を求めるものとする。

- 2 担税力についての調査は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 世帯の収入状況(障害年金・雇用保険等)
  - (2) 預貯金の有無、金額及び目的
  - (3) 債権、株式及びゴルフ会員権等の金融資産又は書画、骨董、自動車等の動産の有無及びその価格(時価)
  - (4) 固定資産の状況
  - (5) 生命保険、損害保険等の加入の有無及び保険料支払い額

- (6) 国民健康保険税の納付状況及び免除の有無
- (7) その他必要と認める事項

(減免の通知)

第6条 市長は、国保税の減免の可否を決定したときは、国民健康保険減免決定通知書（第3号様式）又は国民健康保険税減免不承認通知書（第4号様式）により、申請書を受理した日から30日以内に申請者に通知するものとする。

(減免消滅の届出)

第7条 条例第11条第3項に規定する国保税の減免の理由の消滅があった場合の申し出は、国民健康保険税減免理由消滅申請書（第5号様式）によるものとする。

(減免の取消)

第8条 市長は、国保税の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その措置を変更又は取り消すことができる。

- (1) 資力の回復等減免の理由が消滅した場合
  - (2) 虚偽の申請、その他不正の行為によって、当該措置を受けたと認められた場合
- 2 前項の変更又は取消は、国民健康保険税減免変更・取消通知書（第6号様式）により通知する。

(減免申請の取下げ)

第9条 国保税の減免申請を行った者が何らかの理由により、その申請を取り下げる場合は、書面をもって市長に届けなければならない。

附則

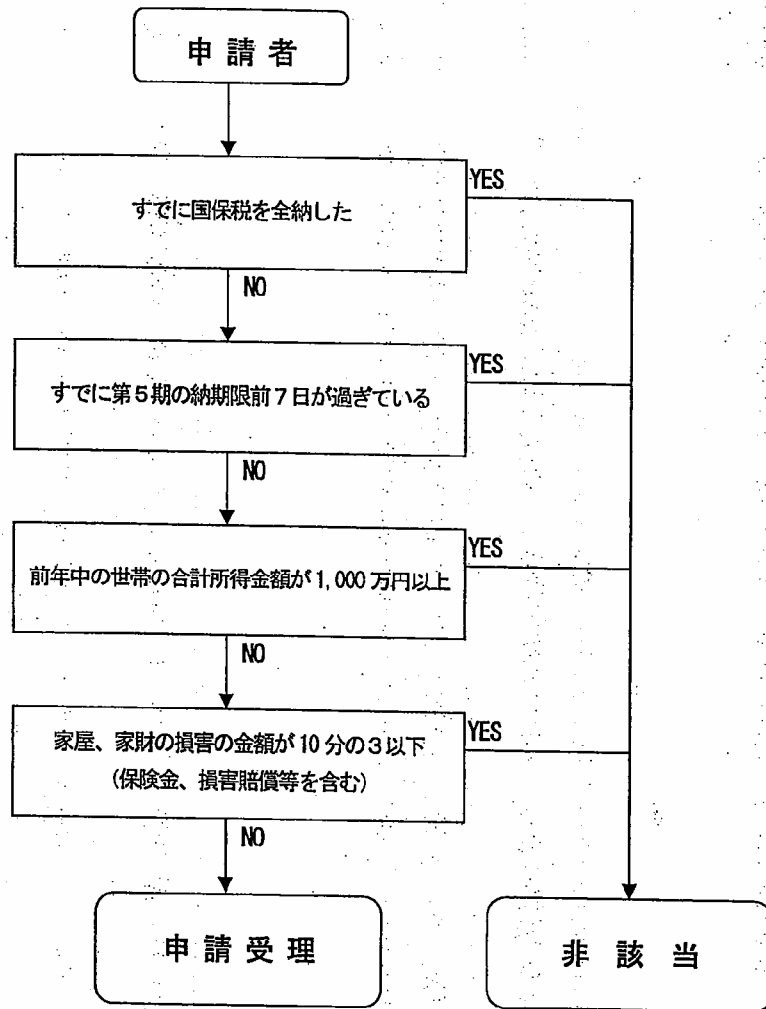
- 1 この基準は、平成13年7月1日から施行し、平成13年度分の国保税から適用する。
- 2 いわき市国民健康保険税の減免に関する事務取扱基準（昭和62年4月1日施行）は、廃止する。

別表 (第2条、第3条関係)

減免の基準	減免の範囲及び減免割合	証明書類																								
災害により家屋又は家財に損害を受けたとき (第3条第1号)	※ 国保税総額に対して次の表による割合 <table border="1" data-bbox="469 439 1230 797"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の 合計所得金額</th> <th colspan="2">減額又は減免の割合</th> </tr> <tr> <th>10分の3以上 10分の5未満</th> <th>10分の5以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下の場合</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 750万円以下の場合</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円を超え 1000万円以下の場合</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の 合計所得金額	減額又は減免の割合		10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	500万円以下の場合	2分の1	全部	500万円を超え 750万円以下の場合	4分の1	2分の1	750万円を超え 1000万円以下の場合	8分の1	4分の1	罹災証明書  その他損害の内容及び災害の程度を確認できる書類  保険金、損害賠償金等を確認できる書類										
世帯の 合計所得金額	減額又は減免の割合																									
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上																								
500万円以下の場合	2分の1	全部																								
500万円を超え 750万円以下の場合	4分の1	2分の1																								
750万円を超え 1000万円以下の場合	8分の1	4分の1																								
生活保護法第11条の規定による生活扶助を受けたとき (第3条第2号)	※ 国保税総額の全額	生活保護決定通知書又は生活保護受給証明書																								
国民健康保険法第59条の規定による保険給付の制限を受けたとき (第3条第3号)	※ 減免前の課税額から当該被保険者がいないものとみなして算出した課税額を減じて得た額	在所証明書  在監証明書  など																								
当該年中の世帯の合計所得金額の見込額が前年中の世帯の合計所得金額に比較して、10分の5以上減少したとき (第3条第4号)	※ 所得割額に対して次の表による割合 <table border="1" data-bbox="440 1424 1257 1787"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の 合計所得金額</th> <th colspan="4">減額又は減免の割合</th> </tr> <tr> <th>10分の5以上 10分の6未満</th> <th>10分の6以上 10分の7未満</th> <th>10分の7以上 10分の8未満</th> <th>10分の8以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150万円以下の場合</td> <td>10分の5</td> <td>10分の6</td> <td>10分の7</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>150万円を超え 300万円以下の場合</td> <td>10分の4</td> <td>10分の5</td> <td>10分の6</td> <td>10分の7</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え 600万円以下の場合</td> <td>10分の3</td> <td>10分の4</td> <td>10分の5</td> <td>10分の6</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の 合計所得金額	減額又は減免の割合				10分の5以上 10分の6未満	10分の6以上 10分の7未満	10分の7以上 10分の8未満	10分の8以上	150万円以下の場合	10分の5	10分の6	10分の7	10分の8	150万円を超え 300万円以下の場合	10分の4	10分の5	10分の6	10分の7	300万円を超え 600万円以下の場合	10分の3	10分の4	10分の5	10分の6	給与の明細書  収支明細書  雇用保険の明細書  診断書  など
世帯の 合計所得金額	減額又は減免の割合																									
	10分の5以上 10分の6未満	10分の6以上 10分の7未満	10分の7以上 10分の8未満	10分の8以上																						
150万円以下の場合	10分の5	10分の6	10分の7	10分の8																						
150万円を超え 300万円以下の場合	10分の4	10分の5	10分の6	10分の7																						
300万円を超え 600万円以下の場合	10分の3	10分の4	10分の5	10分の6																						

【事務取扱基準第3条1号関係】

●災害により家屋又は家財に損害を受けたとき（罹災）



※申請が受理されたからといって必ず減免に該当するとは限りません。

(受付時の注意点)

- ・罹災証明書は原本添付

【事務取扱基準第3条3号関係】

●国民健康保険法第59条の規定による保険給付の制限を受けたとき（刑務所・拘置所入所）

国民健康保険法

第3節 保険給付の制限

第59条 被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は特定療養費の支給（療養費の支給を含む。以下この節において同じ。）は、行わない

- 1 日本国外にあるとき。
- 2 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。
- 3 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

・**単身世帯の場合** → 出所後、本人が申請（本庁 国保年金課調査給付係、各支所、各出張所）

在監証明書、在所証明書の提示を求めて、資格喪失する。

単身世帯での資格喪失であることから、旧番を全部喪失し、新番取得とする。

併せて保険証の返還を求める。

・**家族がある世帯の場合** → 在監証明書、在所証明書の提示を求めて、税の減免で対処する。

（本庁 国保年金課国税係のみで受付）

（受付時の注意点）

- ・在監、在所証明書は原本添付

【事務取扱基準第3条第2号関係】

●生活保護法第11条の規定による生活扶助を受けたとき（生保受給）

○年度途中で生活保護法の規定による生活扶助対象者となり、国保の被保険者の資格を喪失した場合

年度途中において生活保護法の扶助を受けることとなった場合は、当該扶助を受けることとなった日以後、当該世帯に属する者は国保の被保険者から除外され、納税義務が消滅するから、その消滅した日の属する月以降の国保税は月割減額する。

なお、生活扶助を受けることとなった日の属する月の前月分までの国保税の減免については、減免制度は一般に担税力の低下した納税義務者に対する救済措置と考えられるから、減免事由が生じた日以後に納期が到来する部分について行うことが適当だと思われる。ただし、本人の届出遅延を理由とし、過年度分の国保税が課税された場合は、減免事由が生じた日以後に納期が到来する場合であっても、税負担の公平性から減免の対象にはしない。

（例1）1月から国保に加入する届出を4月にして、5月から生保を受給した場合

現年度分は、4月1ヶ月分が7月（第1期）に課税される。生活保護決定後に納期が到来するため減免に該当する。しかし、1月から3月までの過年度分については、本人の届出が遅れたことが理由であるため減免には該当しない。

（例2）年度当初から国保に加入して8月から生保を受給した場合

（当初）

年税額	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
20,200	4,200	4,000	4,000	4,000	4,000

（月割更正後）4月～7月の4ヶ月分

年税額	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
6,700	4,200	2,500	0	0	0

申請があれば第2期（9月末日納期）分が減免に該当する。

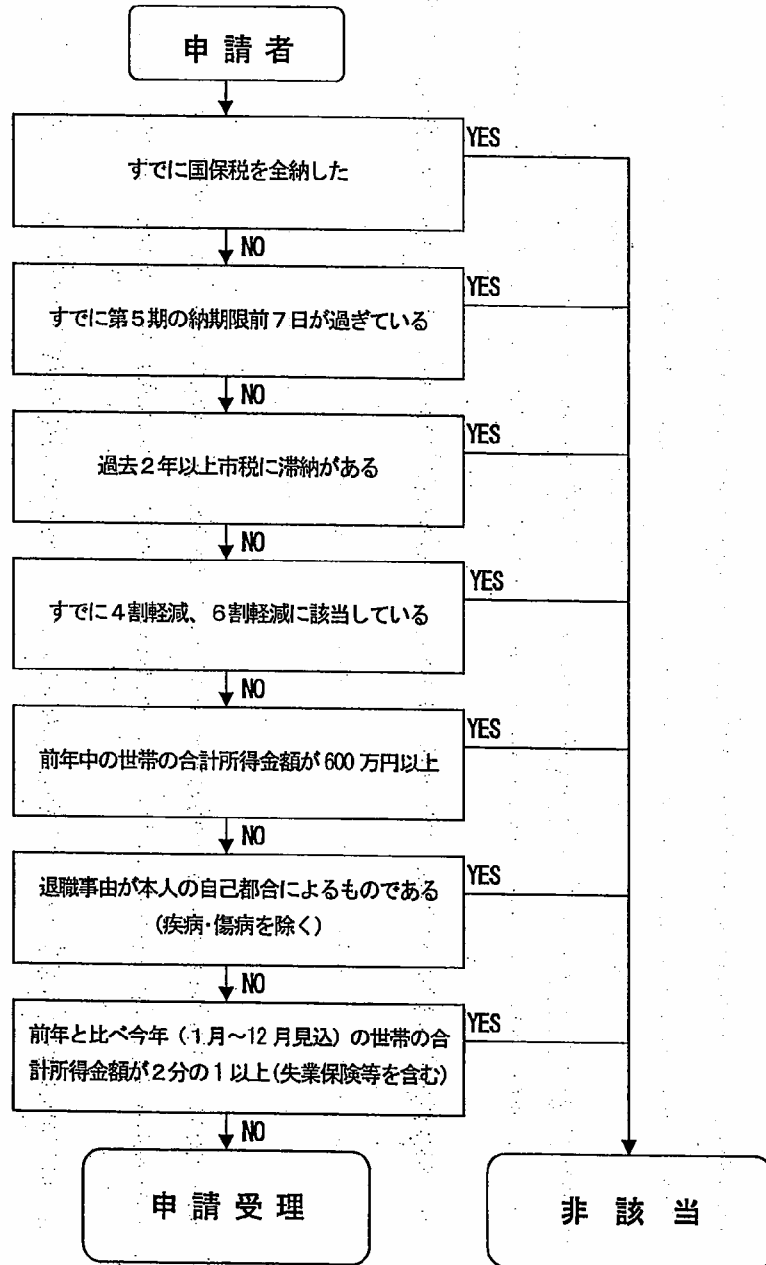
【参考】

「貧困により生活のため公私の扶助を受けるもの（地方税法第717条）」

- ・公の扶助 → 生活保護法による生活扶助等
- ・私の扶助 → 「公の扶助」に準ずる扶助
  - ・社会事業団体による扶助
  - ・民法の規定による扶養義務に基づいて行われる親族による生活の扶助
  - ・民法上の扶養義務には該当しないが、親族以外の第三者が特別の事情により扶助する場合

【事務取扱基準第3条4号関係】

- 当該年中の世帯の合計所得金額の見込額が前年中の世帯の合計所得金額と比較して、10分の5以上減少したとき(所得減少)



※申請が受理されたからといって必ず減免に該当するとは限りません。

(受付時の注意点)

- ・今年1月から申請時までの世帯全員の所得金額が分かるものを添付(源泉徴収票・給与明細書・雇用保険受給資格者証 etc.)